（使用前確認の申請）

第十五条　法第四十三条の三の十一第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六　［略］

七　原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　第八十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四　前項第七号の特別の理由があるときにあっては、その理由を記載した書類

３　［略］

［項を削る。］

４　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条　削除

（使用前検査の申請）

第十五条　法第四十三条の三の十一第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所

六　［同上］

［号を加える。］

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が発電用原子炉施設の変更の工事（発電用原子炉の基数の増加の工事を除く。）に係る場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

［一・二　同上］

三　発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標

四　保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項

イ　保守管理の実施に関する計画の始期（発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事に係る使用前検査の開始する日をいう。）及び期間

ロ　発電用原子炉施設の保安のための点検、検査及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

ハ　発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

３　［同上］

４　前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

５　第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前検査の実施）

第十六条　使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項（同表第一号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に係る検査事項を除く。）について行うものとする。

工事の工程	検査事項
一　原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設又は原子炉格納施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時	原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設又は原子炉格納施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの 一　材料検査 二　寸法検査 三　外観検査